

## (案)

## 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会 輸送連絡調整会議設置要綱

平成 27 年 7 月 30 日決定

令和元年 8 月 27 日最終改正

## (設置目的)

第 1 条 本会議は、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「大会」という。）における輸送について、輸送関係者間の意見調整を図るとともに、輸送方針の策定等を目的として、設置する。

## (会議の名称)

第 2 条 本会議の名称は、「東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会輸送連絡調整会議」（以下、「輸送連絡調整会議」という。）とする。なお、各道県輸送連絡調整会議と区別する必要がある場合には、「東京圏輸送連絡調整会議」と表記する。

## (検討事項)

第 3 条 輸送連絡調整会議は、次の事項について検討を行う。

- 一 オリンピック・ルート・ネットワーク及びパラリンピック・ルート・ネットワークの設置及び車両による輸送に関する事項
- 二 公共交通機関による輸送及び歩行者の誘導に関する事項
- 三 その他必要な事項

## (設置期間)

第 4 条 輸送連絡調整会議の設置期間は、原則として設置の日から令和 3 年 3 月 31 日までとする。

## (構成)

第 5 条 輸送連絡調整会議は、座長、副座長及び委員をもって構成する。

- 2 輸送連絡調整会議には、個別課題の詳細事項を検討するため、個別課題毎に輸送検討会を設置することができる。
- 3 輸送検討会は、座長及び委員をもって構成する。

## (輸送連絡調整会議の座長等)

第 6 条 座長は、輸送連絡調整会議を主催し、会務を総理する。

- 2 座長は、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下「組織委員会」という。）輸送局長及び東京都オリンピック・パラリンピック準備局技監をもって充てる。
- 3 座長に事故があるときは、副座長がその職務を代行する。
- 4 副座長は、組織委員会輸送局次長、同輸送企画部長及び東京都オリンピック・パラリンピック準備局輸送担当部長をもって充てる。

## (輸送連絡調整会議の委員等)

第 7 条 委員は、輸送に関わる関係機関より充てるものとし、別表 1 に掲げる者とする。

- 2 委員は、必要に応じ、輸送連絡調整会議の承認を得て、新たな委員の就任や退任を可能とするものとする。
- 3 委員の任期は、令和 3 年 3 月 31 日までとする。

(輸送検討会)

第8条 輸送検討会の座長は、輸送検討会を主催し、会務を総理する。

2 輸送検討会の座長は、輸送連絡調整会議の副座長から充てる。輸送検討会の委員は、個別課題に応じて、別表1記載の関係機関から充てる。

(招集等)

第9条 輸送連絡調整会議及び輸送検討会は、各座長が招集する。

(会議の公開)

第10条 輸送連絡調整会議は、公開することにより不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがある関係機関との協議未了の未確定情報が含まれるため、非公開とする。

2 輸送連絡調整会議の資料は、原則公開する。ただし、前項に掲げる未確定情報が含まれる資料については、全部又は一部を非公開とする。

3 輸送連絡調整会議の議事録は、その要旨を原則公開する。ただし、第1項に掲げる未確定情報が含まれる場合は、全部又は一部を非公開とする。

(事務局)

第11条 輸送連絡調整会議及び輸送検討会の事務局は、組織委員会及び東京都に置く。

(開催方法)

第12条 輸送連絡調整会議及び輸送検討会の開催方法は、各座長が各会議に諮って決定する。

(他会議との連携)

第13条 輸送連絡調整会議は、大会の円滑な輸送の実現に向けて市民生活や経済活動への影響を踏まえつつ交通行動を見直す取組を検討・調整する「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に係る交通輸送円滑化推進会議」と連携に努める。

2 輸送連絡調整会議は、大会の輸送について技術的な見地から専門的な検討を行う「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会 交通輸送技術検討会」と連携に努める。

(その他)

第14条 この要綱に定めのない事項については、輸送連絡調整会議の座長が別に定める。

附 則 この要綱は、平成27年7月30日から施行する。

附 則 この要綱の改正は、平成29年1月20日から施行する。

附 則 この要綱の改正は、平成29年5月18日から施行する。

附 則 この要綱の改正は、平成30年1月19日から施行する。

附 則 この要綱の改正は、平成30年4月12日から施行する。

附 則 この要綱の改正は、平成30年11月6日から施行する。

附 則 この要綱の改正は、平成31年3月27日から施行する。

附 則 この要綱の改正は、令和元年6月19日から施行する。

附 則 この要綱の改正は、令和元年8月27日から施行する。